

○福岡女学院ハラスメント防止・対策に関する規程

[理事会事項]

2017（平29）年11月17日

制定

（目的）

第1条 この規程は、福岡女学院就業規則第52条第2項、期限付き雇用教職員の就業規則第10条及び男女雇用機会均等法第11条の2（2017（平29）年1月1日改正）、育児・介護休業法第25条（2017（平29）年1月1日改正）に基づき、学校法人福岡女学院（以下「学院」という。）並びに本法人が設置する各学校（以下「法人等」という。）におけるハラスメントを予防することにより、学院の全ての園児、生徒及び学生、学院設置の教育活動機関の受講生（以下「学生等」という。）及び教職員（非専任の者、派遣職員、その他委託契約等において学院で勤務するすべての者を含む。以下「教職員等」という。）に公正、安全で快適な環境の下に、学習、教育、研究及び就業を保障するとともに、ハラスメントが生じた場合のハラスメントの排除、被害者等の救済等を行うことを目的とする。

（ガイドライン）

第2条 学院は、本規程の目的を遂行するために、ハラスメントに関するガイドラインを定め、学院が設置する学校の全ての教職員等及び学生等に周知するものとする。

（理事長等の責務）

第3条 理事長は、学院のハラスメントの防止及び対応に関する事務を総括する。

- 2 院長は、理事長を補佐し、学院のハラスメントの防止に努めるとともに、これに関連する問題が生じた場合に迅速、適切に対処するものとする。
- 3 学院の設置する各学校の長は教職員等及び学生等に対し、この規程の周知徹底を図り、ハラスメントの防止に努めるとともに、各学校においてハラスメントに係る苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）の体制等を整備し、ハラスメントに関連する問題が生じた場合に迅速、適切に対処しなければならない。
- 4 各学校におけるハラスメントの防止及びハラスメントに係る苦情相談の体制等に関し必要な事項は、各学校において別に定める。

（各学校長の責務）

第4条 各学校長は、良好な就学環境及び勤務環境等を確保するため、次の各号に掲げる事項に注意して、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、これに関連する問題が生じた場合に迅速、適切に対処しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントに関し、教職員等及び学生等を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）に注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- (2) ハラスメントが学生等または教職員の環境等に生じていないか、又は生じる恐れがないか、監督者の言動に十分な注意を払い、就学環境、勤務環境等を阻害する言動を見逃さないようにすること。
- (3) ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメントに対する教職員等及び学生等の対応に起因して、当該学生等または教職員等が各環境等において不利益を受けていないか、又はそのおそれがないか、監督者の言動に十分な注意を払い、各環境等を害する言動を見逃さないようにすること。
- (4) ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメントに対する教職員等及び学生等の対応等に起因して、当該学生等または教職員等が環境等において不利益を受けることがないように配慮しなければならないこと。
- (5) 学生等または教職員等からハラスメントに関する苦情相談があった場合には、真摯に、適切かつ迅速に対応すること。
- (6) ハラスメントに対する苦情相談等の内容が他の学校に横断するような場合には、各学校間で連携しながら、真摯に、適切かつ迅速に対応すること。

（教職員等及び学生等の責務）

第5条 教職員等及び学生等は、この規程を遵守し相互に協力して良好な環境等の整備及びその維持、並びに秩序維持に努めなければならない。

- 2 教職員等及び学生等は、職務上の地位を利用し、もしくは権限を行使し、または職務上の地位や権限以外でも相手方及び関係者に不快にさせ、又は不利益を及ぼすハラスメントの行為を行ってはならない。

（懲戒処分等）

第6条 ハラスメント等の加害者と認定された者は、その加害程度に応じて、教職員の場合には就業規則、学生等については学則等の定めるところにより懲戒処分、訓告または嚴重注意に課すことがある。

（学院ハラスメント対策委員会の設置）

第7条 ハラスメント等の防止及びその対策等について具体的な施策を推進するために、学院ハラスメント対策委員会（以下「学院対策委員会」という。）を置く。

- 2 学院対策委員会は、学院常議会の委員をもって構成し、委員長は院長とする。ただし、

院長が議事の当事者である場合には、理事長が院長以外の学院常議会構成員のうちから指名した者を委員長とする。

- 3 委員が議事の当事者であるときは、当該委員は委員会に出席しないものとする。
- 4 学院対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長が必要と認めたときは、学院対策委員会の承認を得て、学院常議会委員以外の弁護士や学識経験者等を委員として指名することができる。

(学院対策委員会の任務)

第8条 学院対策委員会の任務は、学院全体の次の事項とする。

- (1) ハラスメント等の防止に係る実態調査及び情報収集に関すること。
 - (2) ハラスメント等の防止に係る啓発及び研修の推進に関すること。
 - (3) ハラスメント等の再発防止に係る改善策の検討及び実施に関すること。
- 2 学院対策委員会は、各学校等からハラスメントに該当するとの報告事案について、審議し、ハラスメント等に該当しないときは、その事由を各学校等に回答するものとする。
 - 3 学院対策委員会は、各学校等からハラスメントに該当するとの報告事案について、審議し、ハラスメントに該当し、加害者と認定された者を第6条の規定に基づき懲戒処分等することが相当であると判断した場合には、速やかに理事長に報告するものとする。
 - 4 理事長は、当該事案が懲戒処分等とすることが相当であると判断した場合、加害者と認定された者が教職員の場合は、福岡女学院懲戒規程に基づく審査委員会に、大学の学生の場合には大学の教授会に、看護大学の学生の場合には看護大学の教授会に、中高の生徒の場合には中高の職員会に、幼稚園の園児の場合は幼稚園の職員会に審査を命ずるものとする。

(プライバシーの保護等)

第9条 学院対策委員会委員は、関係者のプライバシーや名誉その他人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守しなければならない。理事長及びその他職務上情報を知り得た者についても同様とし、また当該職務の任期終了後も秘密保持義務を有するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 理事長、監督者及びその他の教職員は、ハラスメント等に対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメント等に関して正当な対応をした教職員または学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。また、学院対策委員会は、そのような行為又は取扱いの行われぬよう配慮するものとする。

(その他の人権侵害への対応)

第11条 本学院において発生したハラスメント以外の人権侵害については、この規程に準じ対応を行うものとする。

(遵守事項)

第12条 当事者及び関係者は、相談、事情聴取等には協力し、また、真実を述べ、偽りの申出をしてはならない。

(事務の所掌)

第13条 この規程に関する事務は、本部人事課が行う。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、学院対策委員会の議を経て、理事会が行う。

附 則 1

- 1 この規程は、2017（平29）年11月17日から施行する。
- 2 この規程制定に伴い、セクシュアルハラスメント防止等に関する規程（1999（平11）年11月1日制定）、セクシュアルハラスメント防止等に関する規程運用内規（1999（平11）年11月1日制定）、セクシュアルハラスメント対策委員会に関する内規及びセクシュアルハラスメント対策委員会に関する内規運用細則（1999（平11）年11月1日制定）は廃止する。